

財務省告示第百八十九号	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年四月二十八日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	平成十八年四月二十七日	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額
	利付国庫債券（五年）（第五十五回）			財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十八年度における財政運営のた	め、公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。の取扱いは、日本郵政公社による国債の募集額、金額及び取得による発行のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債に	七千五百二十五万円、平成十八年度における財政運営のため、公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき

六 払込金額

五十四万一千七百

七 最低額面金額

五十四万一千七百

八 振替単位

振替法の規定による振替口座簿

九 発行の価格

平成十八年四月二十八日

十 利率

年一・四パーセント

十一 経過利率

額に日本郵政公社総裁は、払込金

十二 払込み

出した金額を第十九号に規定

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.4}{100} \times \frac{39}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収される  
ものとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
に ついては、前記(一)の算式によ  
り算出した金額から当該金額

